

## 建設現場における「働き方改革」関連施策の浸透状況調査（2018年1月）

建設産業専門団体関東地区連合会（関東建専連）

建設産業は、製造業等に比べ工事量が安定しない受注産業であり、加えて野外での仕事が多く天候に左右され、定まった休日が少ないこと、それにも関わらず他産業に比べ収入が低いことなどから、若年者が参入しないなど担い手不足が急速に進んでおります。

このような状況を改革し担い手を確保するため、長時間労働や人手不足の改善に向けた「働き方改革」の取り組みが進んでいます。国土交通省はじめ各自治体や関係機関は、国の「働き方改革」の元で、建設業界の「働き方改革」のため諸施策と推進する工程表を発表し、また建設業界でも、大手ゼネコンで組織する日本建設業連合会（日建連）が、建設現場での週休二日の定着や技能労働者の処遇改善のための具体的な取り組み方針を打ち出すなど、改革に向けた機運が高まってきました。一方、実際の現場では、これらの取り組みが十分には浸透していなかったり、現場によって元請企業の対応が異なるなど、「改革はまだまだ」といった声も聞かれます。

そこで関東建専連では、国土交通省や日建連などが打ち出している取り組みなどについて、各建設現場における浸透状況などを把握するためのアンケート調査を行います。調査結果については、国土交通省や地方自治体、民間発注者団体、元請団体などとの意見交換会や要望活動の際の参考とします。

専門工事業の一層の発展・健全化や、技能労働者の処遇改善につなげるための調査となります。ぜひご協力いただけますようお願いいたします。

※「建設現場における『働き方改革』関連施策の浸透状況調査」は、今後5年をめぐりに年2回程度実施する予定です。今回の調査では、週休二日制実現のための①休日・適正工期の確保②請負代金等一の実態についてお聞きしています。次回調査では①社会保険②重層下請③専門工事業の社員化一などの状況をお尋ねします。

- 回答方法 アンケートページ <https://form.qooker.jp/Q/ja/yumekyo/201801/> からご回答ください。  
日本機械土工協会（関東建専連事務局）ホームページからページにアクセスできます  
「日本機械土工協会トップページ」 → 「お知らせ」 → 「アンケートページ」へ  
※WEBからの回答を原則としてお願いしておりますが、WEB上での回答が困難な場合は  
FAXでの回答も可能です。  
FAX送付先 株式会社建通新聞社 FAX 03（3431）0675
- 締切 2018年2月16日（金）
- 問い合わせ先 （設問/回答項目について）  
建設産業専門団体関東地区連合会（関東建専連） 電話 03（3845）2727  
（回答方法について）  
株式会社建通新聞社東京支社 電話 03（5425）2070

■調査主体：建設産業専門団体関東地区連合会（関東建専連）

■調査委託先：株式会社建通新聞社

※本調査は、建設業振興基金の「地域連携ネットワーク構築支援事業」の一つとして実施しています。建設産業専門団体関東地区連合会が建設業振興基金からの助成を受け、株式会社建通新聞社が取りまとめを行っています。

## 【アンケート調査の回答方法について】

アンケートページの Q1~Q7、Q20~Q23 については、すべての方がお答えください。

それ以外の設問については、下記の分類をご確認いただき、貴社の取引状況に応じて、該当する設問にお答えください。

■元請企業によって、各社の対応等が異なる場合があります。そこで、所属団体別に元請企業を、

- ① 日本建設業連合会会員（日建連、全国ゼネコン）
  - ② 建設業協会会員（地元ゼネコン等）
  - ③ そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない場合）
- の3分類としました。

貴社と取り引きのある元請企業の所属団体が

- ① 「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合  
→Q8~Q11（休日・適正工期の確保について）と Q24~Q30（請負代金等について）にご回答ください。
- ② 「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合  
→Q12~Q15（休日・適正工期の確保について）と Q31~Q37（請負代金等について）にご回答ください。
- ③ 「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合  
→Q16~Q19（休日・適正工期の確保について）と Q38~Q44（請負代金等について）にご回答ください。

※貴社の元請が、上記①②③に重複する場合は、それぞれご回答ください

（例えば、日建連会員企業と建設業協会会員企業のそれぞれと取引がある場合など）

※日本建設業連合会の会員企業については [こちらより](#) ご確認ください。

※工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事实績のある行のみご回答ください

（例えば、「民間土木はやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください）

建設現場における「働き方改革」関連施策の浸透状況調査（2018年1月）

・該当箇所にチェック☑してください  
 ・回答欄の○は単一回答、□は複数回答可  
 ・「※」印の付いた質問項目は必須項目

Q1 所属団体名（貴社の所属する団体にチェックしてください） ※

<input type="checkbox"/> 関東圧接業協同組合	<input type="checkbox"/> 東京都管工事業協同組合連 合会	<input type="checkbox"/> 東日本基礎工業協同組合	<input type="checkbox"/> 全国クレーン建設業協会 (関東地域)
<input type="checkbox"/> 全国建設室内工事業協会 (関東支部)	<input type="checkbox"/> 全国コンクリート圧送事業団 体連合会 (関東圧送連合会)	<input type="checkbox"/> ダイヤモンド工事業協同組 合 (関東・甲信支部)	<input type="checkbox"/> 全国タイル業協会 (関東支部)
<input type="checkbox"/> 関東鉄筋工事業団体連合会	<input type="checkbox"/> 全国鐵構工業協会 (関東支部)	<input type="checkbox"/> 全国道路標識・標示業協会 (関東支部)	<input type="checkbox"/> 全国防水工事業協会 (関東・甲信支部)
<input type="checkbox"/> 関東マスチック事業協同組 合	<input type="checkbox"/> 日本アンカー協会 (関東支部)	<input type="checkbox"/> 日本機械土工協会 (関東支部)	<input type="checkbox"/> 日本基礎建設協会 (関東支部)
<input type="checkbox"/> 関東建設インテリア事業協 同組合	<input type="checkbox"/> 東京建設躯体工業協同組合 (関東地域)	<input type="checkbox"/> 日本型枠工事業協会 (関東地域)	<input type="checkbox"/> 関東甲信越板金工業組合協 議会
<input type="checkbox"/> 日本左官業組合連合会 (関東ブロック会)	<input type="checkbox"/> 日本造園組合連合会 (関東・東京ブロック会)	<input type="checkbox"/> 日本造園建設業協会 (関東甲信総支部)	<input type="checkbox"/> 日本塗装工業会 (関東ブロック)

Q2 貴社の本社所在地 ※

- 茨城県    ○ 栃木県    ○ 群馬県    ○ 埼玉県    ○ 千葉県  
 ○ 東京都    ○ 神奈川県    ○ 山梨県    ○ 長野県

Q3 貴社の資本金 ※

- 個人    ○ 1,000万円未満    ○ 1,000万～3,000万円未満    ○ 3,000万～5,000万円未満  
 ○ 5,000万～1億円未満    ○ 1億～5億円未満    ○ 5億円以上

Q4 貴社の従業員数 ※

- 2人以下    ○ 3～5人    ○ 6～10人    ○ 11～20人  
 ○ 21～30人    ○ 31～50人    ○ 51～100人    ○ 101人以上

Q5 貴社の発注別の売上比率（総売上額に占める概算の比率について該当箇所をチェックしてください）

	総売上額に占める比率					
	0%	1～25%	26～50%	51～75%	76～99%	100%
公共建築	○	○	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○	○	○
そのほか	○	○	○	○	○	○

## 1. 休日・適正工期の確保について

---

大手ゼネコンで組織する日本建設業連合会（日建連）は、建設業の担い手確保を最優先課題とし、「2019年度末までに4週6閉所以上を実現することを中間目標とし、2021年度末までにすべての事業所で週休二日（土日閉所）を実現させる」という目標を掲げています。また、週休二日をベースとした上で、建設工事の従事者のすべてが「時間外労働の上限規制をクリアできる」工期設定が必要としています。

これらの実現のためには、公共・民間の発注者による理解とともに、休日や適正工期の確保に向けた、従来の慣習にとらわれない建設業自体の変革が不可欠です。現在の貴社の取り組み状況や元請とのやりとり、元請からの指導・要請等についてお聞かせください。

### Q6 現場技能者に採用している貴社の休日体制を教えてください

- 4週8休     4週7休～5休     4週4休     4週3休以下

### Q7 現場技能者が休日となる曜日を教えてください

- 毎週土曜日と毎週日曜日     毎週日曜日と隔週土曜日     毎週日曜日と毎週月～金曜日のうち1日  
 隔週日曜日と毎週月～金曜日のうち1日     日曜日     そのほか

■以下、Q8～Q19は、貴社と貴社の元請企業とのやりとり等について、元請の所属団体別にお聞きします。

元請の所属団体が

「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合 →Q8～Q11

「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合 →Q12～Q15

「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合 →Q16～Q19

工事の発注別について

工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事实績のある行のみチェックしてください。

例えば、「民間土木をやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください。

## ＜日本建設業連合会会員（全国ゼネコン）が元請である場合＞

Q8 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q9 見積依頼を受ける際に、週休二日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q10 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q11 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

## ＜建設業協会会員（地元ゼネコン等）が元請である場合＞

Q12 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q13 見積依頼を受ける際に、週休二日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q14 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q15 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

＜そのほか（日建連会員・建設業協会会員以外）が元請である場合＞

Q16 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q17 見積依頼を受ける際に、週休二日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q18 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q19 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

## 2. 請負代金等について

---

建設現場の担い手確保のためには、必要となる法定福利費などの経費等が確実に支払われ、現場技能労働者の年収アップ、処遇改善につながる取り組みが必要です。一方で、週休二日の定着を進めるに当たって、稼働日が減ることにより、「日給制」の建設技能者の収入が減少することは避けなければなりません。このため、日本建設業連合会（日建連）では、社員化等による日給制から月給制への移行とともに、元請と下請の企業が週休二日による年収減少分の補填を実施するとしています。具体的には、下請契約を締結する際に、週休二日や新たな工期設定に伴う追加費用等を請負代金に適切に反映させるとともに、公共工事設計労務単価や法定福利費、建設業退職金共済制度活用のための費用などを含めた適正な契約を行うとしています。

また、日建連会員企業は、社員化や月給制への移行に消極的な下請企業に対して、なるべく下請け発注を見送ることとしています。

そこで元請との見積・契約等について、現状や元請とのやりとり、元請からの指導・要請等についてお聞かせください。

**Q20 現場技能者に採用している貴社の給与制を教えてください。**

- 月給制  日給月給制  日給制  そのほか

**Q21 Q20で「日給月給制」「日給制」「そのほか」と回答した方にお聞きします。社員化や月給制の導入に取り組んでいますか。**

- 取り組んでいる。  これから取り組む予定である  取り組むつもりはない

**Q22 元請への見積提出に当たって、労務費や法定福利費などを明記した標準見積書や請負代金内訳書などを提出していますか**

- 提出している  概ね提出している  あまり提出していない  提出していない

**Q23 Q22で「提出している」「概ね提出している」と回答した方にお聞きします。元請からの価格交渉があり見積金額を変更した場合、変更後の見積金額について上記の見積書・内訳書などを再提出しています。**

- 提出している  概ね提出している  あまり提出していない  提出していない

■以下、Q24～Q44は、貴社と貴社の元請企業とのやりとり等について、元請の所属団体別にお聞きします。

元請の所属団体が

「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合 →Q24～Q30

「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合 →Q31～Q37

「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合 →Q38～Q44

工事の発注別について

工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事实績のある行のみチェックしてください。

例えば、「民間土木をやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください。



## ＜日本建設業連合会会員（全国ゼネコン）が元請企業である場合＞

Q24 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q25 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q26 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q27 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q28 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q29 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q30 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

## ＜建設業協会会員（地元ゼネコン等）が元請企業である場合＞

Q31 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q32 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q33 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q34 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q35 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q36 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q37 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

＜そのほか（日建連会員・建設業協会会員以外）が元請企業である場合＞

Q38 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q39 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q40 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q41 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q42 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q43 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q44 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

ご協力ありがとうございました。